平成２４年（再イ）第７７号
横浜市港北区新吉田東８丁目36番12号
再生債務者　伊東　信昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２１号
静岡県裾野市茶畑75番地26
再生債務者　靏岡　　太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再イ）第１０１号
愛知県春日井市気噴町北２丁目６番地３
再生債務者　成功物流こと　田上　　功
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２１１号
大阪府高槻市花林苑１番４号
再生債務者　坂下　智康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３０３号
大阪市東住吉区桑津４丁目８番17号、営業所所在地大阪市中央区本町橋２―21リバーライズ本町橋２階
再生債務者　ロータスイングリッシュスクールこと本田こと　汀馬　和惠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３３０号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番59―822号
再生債務者　橋羽　秀文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第１６号
岐阜県瑞穂市古橋1494番地５
再生債務者　古田　和仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日　　岐阜地方裁判所

平成２４年（再イ）第７１号
名古屋市東区泉２丁目６番18号　グランビル泉601号、開始決定時の住所愛知県春日井市旭町１丁目５番地１
再生債務者　吉田　佳恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第７号
愛知県豊橋市前田南町２丁目５番地の４
再生債務者　松下　忠司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（再イ）第２１号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘３丁目４―12
再生債務者　小西　　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第４１号
北九州市小倉南区富士見２丁目11番７―601号
再生債務者　今井　孔一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第２０号
岩手県北上市村崎野18地割295番地24　スピリットＤ棟201号室
再生債務者　中島　俊子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第２６号
千葉県東金市田間618番地２ダイアパレス東金第２．207
再生債務者　戸村　信仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（再イ）第５号
岐阜県下呂市萩原町山之口８番地１
再生債務者　内木あゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（再イ）第３０号
静岡県牧之原市勝俣1981番地１　日機装秋葉寮
再生債務者　田之頭良仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１６号
静岡県伊豆の国市古奈522番地の７
再生債務者　若田部和雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年９月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月27日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号
兵庫県加古川市加古川町溝之口356番地
再生債務者　田中　久美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年10月22日まで
平成24年９月24日　神戸地方裁判所姫路支部